

公益財団法人 日本障がい者スポーツ協会公認
平成29年度 初級障がい者スポーツ指導員養成講習会実施要項

- 1 趣 旨** 障がいのある方々へのスポーツ・レクリエーションの振興・普及を通じてその健康の維持・増進や社会参加を進めるために、専門的な知識や技能を身につけた指導者の養成と資質、指導力の向上を図る。
- 2 主 催** 江東区・公益財団法人江東区健康スポーツ公社
- 3 後 援** 公益財団法人日本障がい者スポーツ協会
- 4 協 力** 公益社団法人東京都障害者スポーツ協会
- 5 日程会場** 平成29年7月（全4日間）

日 程	時 間	会 場
7月 15日（土）	9：30 ～ 17：30	スポーツ会館
7月 16日（日）	10：00 ～ 16：15	深川スポーツセンター
7月 22日（土）	10：00 ～ 17：15	亀戸スポーツセンター
7月 23日（日）	10：00 ～ 15：15	スポーツ会館

6 講習内容【全22時間】

※別紙「平成29年度初級障がい者スポーツ指導員養成講習会日程および科目」参照

7 会 場 江東区内スポーツセンターにて開催

■スポーツ会館

〒136-0073 江東区北砂1-2-9 電話 03-3649-1701

ホームページ http://www.koto-hsc.or.jp/sports_center1/

■深川スポーツセンター

〒135-0044 江東区越中島1-2-18 電話 03-3820-5881

ホームページ http://www.koto-hsc.or.jp/sports_center2/

■亀戸スポーツセンター

〒136-0071 江東区亀戸8-22-1 電話 03-5609-9571

ホームページ http://www.koto-hsc.or.jp/sports_center3/

8 受講資格

- (1) ① 平成29年4月1日現在、18歳以上で江東区在住、在勤、在学の方。
② 江東区スポーツ推進委員、江東区体育協会員、江東区地域スポーツクラブ関係者、江東区スポーツ振興所管部署職員（指定管理者含む）。
- (2) 障害者スポーツの振興、指導に意欲を持ち、現在実践されている方、及び今後実践しようとする方。
- (3) 4日間の講習すべてに参加できる方で、障がい者スポーツ指導員の資格を所持しない方
- (4) 全課程修了後、（公財）日本障がい者スポーツ協会に初級障がい者スポーツ指導員の資格申請を行う方。
- (5) 江東区で行われる障害者スポーツ事業等にボランティアとして参加できる方。また、公益財団法人江東区健康スポーツ公社の障害者スポーツボランティア名簿に登録可能な方。

9 定 員 ①②合わせて 30名

※定員を超えた場合は主催者において抽選により受講者を決定します。

10 受講料、資格認定料等

無 料（受講料）

※テキスト代 3,500円

※（公財）日本障がい者スポーツ協会への指導員登録にあたっては、認定料、申請料合わせて5,500円及び登録料3,800円が別途必要です。（次年度からは登録料3,800円のみがかかります。）

11 募集周知 江東区報6月11日号（予定）

公社ホームページ、チラシ設置等

12 申込方法 別紙受講申込書に必要事項を記入して、下記に持参または郵送、FAX※1 メール※2にてお申込みください。

※1 FAXの場合は送信後、必ず着信の確認をしてください。

※2 メールの場合は、shokyu@koto-hac.or.jpまで送信してください。

当落の結果もお申込みいただいたメールアドレスにお送りいたします。

13 申込期限 平成29年6月30日（金）必着

14 申込先（問合せ先）

公益財団法人 江東区健康スポーツ公社
江東区スポーツ会館 講習会担当
〒136-0073 江東区北砂1-2-9
電話：03-3649-1701 FAX：03-3649-3123

15 受講決定

受講可否は郵送にて通知します。
平成29年7月10日（月）までに通知が届かない場合は、申込先までご連絡
ください。

16 資格認定

- （1） 全課程を修了した方に修了証書を授与します。
- （2） 修了証書を受領された方については、（公財）日本障がい者スポーツ協会公認初級障がい者スポーツ指導員資格認定申請を主催者より一括して行います。

17 その他

- （1） 受講者は、筆記用具及び実技用の運動着、室内用運動靴等お持ちください。
- （2） 講義の開始時間から10分以上の遅刻は欠席扱いとなりますので十分に注意してください。また、早退は未修了の扱いとなることがあります。講習会の全過程を修了できない者は未修了者となり、障がい者スポーツ指導員登録にあたっては改めて全過程の受講が必要となるので注意してください。
- （3） 講師等は都合により変更となる場合がありますので、ご了承ください。
- （4） （公財）日本障がい者スポーツ協会公認障がい者スポーツ指導員は、日本障がい者スポーツ協会に登録することによって、活動地の指導者協議会の会員となります。申請にあたっては、申請・認定料 5,500 円及び登録料 3,800 円がかかります。翌年度以降に登録を継続する場合、毎年度登録料として 3,800 円が必要となります。
- （5） 本講習会で知り得た個人情報を、適切な業務運営に必要と認められる目的以外には利用または第三者に開示及び提供することはありません。